

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、特定会社が受託した事業及び平成 29 年度以降の名護屋城に関する事業（名護屋城跡及び陣跡保存整備事業を除く。）の文書等について、令和 4 年 3 月 22 日付けで開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求の一部について、条例第 11 条の規定により、開示請求に係る公文書が大量であることを理由に特例延長を行った後、条例第 10 条第 1 項の規定により、令和 4 年 5 月 30 日付けで公文書開示決定を行うとともに、開示請求に係る公文書の一部には非開示情報（特定の個人を識別することができる情報及び法人等の事業活動に関する情報）が含まれるとして、同日付けで公文書部分開示決定及び公文書非開示決定を行った。

（2）審査請求

審査請求人は、実施機関が令和 4 年 5 月 30 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 4 年 6 月 25 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書及び反論書において概ね次のとおり主張している。

（1）本件処分により開示された公文書である特定事業に係る会議議事録には、平成 29 年 7 月 11 日に行われた打合せの議事録又は報告書が含まれておらず、当該公文書の開示を求める。

（2）本件処分により開示された会議議事録と上記打合せに係る議事録等との違いが

明確ではなく、また、公文書を作成する必要がないと判断し、存在しないものとなった理由を明らかにする必要がある。

(3) 講師の氏名が非開示となっている理由の説明を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において述べている主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 関係者への聞き取りにより、上記打合せの事実は確認できたが、当該打合せは事業の円滑な実施のため、関係市に事前に説明を行うことを主たる目的とした軽易なものであり、佐賀県庁処務細則（昭和 21 年庁中令第 9 号。以下「処務細則」という。）の規定により、復命書又は報告書は作成されなかったと推察される。
- (2) 「特定事業に係る会議議事録」は全て特定のうえ本件処分を行っており、請求人が主張する当該事業に係る他の会議議事録は存在しない。
- (3) 講師の氏名は法人の役員の情報には該当せず、個人情報に該当するため非開示としたものである。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 対象公文書の存否について

本件開示請求に係る公文書は、「特定会社が受託した事業」及び「平成 29 年度以降の名護屋城に関する事業（名護屋城跡及び陣跡保存整備事業を除く。）」の文書である。

審査請求人は、この特定事業に係る会議議事録に平成 29 年 7 月 11 日に行われた打合せの議事録又は報告書が含まれておらず、ほかにも実施機関の公文書が存在するはずであると主張している。この審査請求人の主張にある特定事業に係る会議議事録とは、平成 29 年度の特定事業における委託業務内容の一つである「地域の幅広い関係者や有識者等による会議（セミナー・ワークショップを含む。）の設定及び支援」の成果品として納品された、計画策定会議、計画策定会議中間報告会、ワークショップ及びシンポジウムの議事録のことをいうものである。

これに対し、実施機関は、当該打合せが行われた事実は認めるものの、当該打合せに係る記録は作成されていないため存在しないと主張している。

公文書の存否が争われる事案においては、当該公文書の存否に係る双方の主張、

事実説明の合理性等から妥当性を判断することとなることから、まずは、法令等において公文書の作成義務が課されているかどうかを検討する。

佐賀県文書管理規程（昭和 55 年佐賀県訓令甲第 1 号。以下「文書管理規程」という。）においては、文書の処理方法として、文書を作成し、又は取得するに当たっては、起案又は供覧の手續によるものとし、このうち意思決定を要する文書については、起案により行うことを義務づけているものの、実施機関が行う打合せについては文書を作成することまでは義務づけていない。また、処務細則においては、出張を伴う業務については、その経過、内容及び結果を報告する復命書を作成して上司に報告することを原則とし、軽易なものについては例外的に書類の作成に代えて口頭による復命ができる旨を定めているものの、その判断基準までは定めていない。

この点、まず、審査請求人の主張にある平成 29 年 7 月 11 日に行われた打合せの議事録又は報告書については、実施機関で作成される場合にあつては、文書管理規程に定める起案を行う必要はない。しかしながら、情報公開条例は、公文書の開示請求権等を定めることにより、県民の知る権利を尊重するとともに、県政に関し県民に説明する県の責務を全うし、地方自治の本旨に即した県政の発展に資することを目的とするものであることからすれば、会議、打合せ、外部とのやり取り等に係る公文書が作成され、その開示の機会が与えられることが望ましいことはいうまでもない。

また、実施機関が特定事業の委託業務として、当該業務の委託先に作成を求めている会議録の文書は、本件開示請求に係る公文書として特定され、本件処分による開示が行われていることからすれば、打合せであることをもって直ちに公文書が存在しないと断定することもできない。また、日頃から様々な会議、打合せ、外部とのやり取りが行われる実施機関においては、可能な限り公文書を作成することが望ましく、復命書の作成により打合せの内容が示されている可能性も否定できない。

このため、審査会においては、関係市から平成 29 年 7 月 11 日に行われた打合せに係る文書の提出を受け、当該打合せの内容等を確認したうえで、当該打合せに係る公文書の存否について検討を行った。

関係市から提出を受けた文書の内容を確認したところ、出席者は県と市の職員に限られ、県から市に対して、事業の概要、財源等を事前に説明のうえで市に対して協力を求めたこと及び市から事業に対する意見が 1 つあったことの報告が説明資料とともに回議されているものであった。そして、実施機関が関係者に聞き取った内容と関係市から提出を受けた当該打合せに係る文書の内容とを比較したところ、その内容は一致していた。また、当該打合せは、実施機関の職員と関係市の職員のみが参加したもので、県から関係市に対して事業を円滑に実施するための事前の協力依頼といった内容のもので、比較的軽易なものであったといえる。

これらのことから、当該打合せは実施機関において軽易なものであったとの判断により、打合せ内容の公文書が作成されず、また、出張に伴う復命書が提出さ

れていなかったという実施機関の説明について、特段の不自然、不合理な点はなく、また、この説明を覆すような特段の説明又は事情も認められない。

したがって、審査請求人の主張にある平成 29 年 7 月 11 日に行われた打合せの議事録又は報告書を公文書として保有しているとは認められない。

(2) 非開示情報の該当性について

審査請求人は、講師の氏名を非開示とした理由の説明を求め、実施機関は、個人情報として非開示としているため、条例第 6 条第 2 号への該当性について検討を行った。講師は、法人の役員ではなく、その氏名は、同号に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別できる非開示情報であり、かつ、同号アからオまでに掲げる開示すべき情報であるという特段の事情も認められない。

したがって、講師の氏名は非開示とされるべきである。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和 4 年 9 月 6 日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和 4 年 11 月 16 日 (令和 4 年度第 10 回審査会)	・ 審 議
令和 4 年 12 月 7 日 (令和 4 年度第 11 回審査会)	・ 審 議
令和 5 年 1 月 31 日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
實原 隆志	福岡大学法学部 教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長